

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

税務調査手続の違法性について



草間 典子〔足立〕

I. はじめに

平成23年12月国税通則法が改正され、税務調査手続の法定化や理由附記の実施が行われました。これに伴い、国税庁から「税務調査手続に関するFAQ」や「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」が次々に発遣され、具体的な税務調査手続が明確化されました。

しかし、最近の判決、判決をみますと、更正処分を取り消しを求めるメインの争点の他に、調査手続の違法性について争う事案が増えてきています。

今回は、その中から判決2件をご紹介します。

II. 決定処分に対する調査手続の違法性

平28.5.20公表裁決 (J103-1-01) (棄却)

1. 事案の概要

本件は、給与所得者である審査請求人が、先物取引の差金等の決済に係る損益について、平成22年分、平成24年分の所得税並びに平成25年分の所得税及び復興特別所得税の期限後申告をしたところ、原処分庁が、平成21年分の所得税についても申告義務があるとして決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分等を行った事案です。

請求人は、調査結果の説明を口頭で行っていないなど、調査終了の際の手続が不十分であること、期限後申告をあたかもすぐその場で履行しなければならない義務であるかのように偽り、申告せずに帰ることを許さなかった原処分庁担当職員の説明は、適切なものではないと主張しました。

2. 国税不服審判所の判断

国税通則法は、第74条の9ないし第74条の11において、国税の調査の開始から終了の際に必要なとされる手続を規定しているが、税務署等の職員がそれ

らの調査手続に反した場合において、課税処分の取消事由となる旨を定めてはいない。

同法第25条は、税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が、当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する旨規定しているところ、この規定に照らすと、原処分庁の調査手続に単なる違法があるだけでなく、調査により課税処分をしたと評価することができない程度の重大な違法がある場合に、課税処分がその要件を欠くこととなり取り消されると解するのが相当である。そして、調査により課税処分をしたと評価することができない程度の重大な違法とは、課税処分の基礎となる資料を収集した手続が、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯びている場合がこれに当たる。

ただし、調査手続の一部に重大な違法があったとしても、課税処分の基礎となる資料の収集手続に重大な違法がないのであれば、調査に基づき課税処分が行われたのであるから、当該処分は取り消されないと解するのが相当である。

本件決定処分に係る原処分庁の部内調査、請求人への来署案内及び請求人への質問調査といった一連の調査手続において、本件決定処分の基礎となる資料を収集した手続が、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに決定処分をしたに等しいものとの評価を受けるような事実は認められない。

したがって、本件決定処分は、国税通則法第25条に規定する「調査」に基づいて適法に行われたものであり、取り消すべき違法はない。

III. 再調査手続の違法性

平29.1.26非公開裁決 (F0-2-678) (一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、審査請求人が、①関連会社に対する未収賃料の免除額を特別損失に計上して損金の額に算入し、②受取配当に係る所得税額の全額を法人税額から控除して、法人税の確定申告をしたところ、原処分庁が、①当該免除は、関連会社に対する経済的利益の無償の供与として寄附金に該当し、②当該配当に係る元本を所有していた期間に対応するものとして計算される所得税額の計算に誤りがあるとして、法人税の各更正処分等を行った事案です。

請求人は、関連会社の調査担当職員が、関連会社に関する調査をするにとどまらず、請求人の資金の流れに関して聴き取りをした後、無断で請求人の社員の執務エリアに立ち入り、請求人の経理部主任であり、関連会社の経理事務も担当している乙に対して質問調査をし、机やパソコンに保管されていた請求人のグループ再編に関する電子メール等の資料を閲覧するなど、必要な範囲を超えた調査を行ったことは、関連会社の調査を装って、請求人に対する事前通知を欠いたまま実質的に再調査を開始したものであると主張しました。

2. 国税不服審判所の判断

本件関連会社は、設立時から同年10月1日までの間、請求人と資本関係を有する孫会社であったこと、関連会社の本店所在地が請求人の所在地と同所であることが認められ、これらの事情を踏まえると、関連会社に対する調査の担当職員が、請求人の資金の流れに関しても聴き取りを行ったことや、関連会社の代表者の了承を得た上で、請求人の本社建物の1階にある事務室に下りて、関連会社を含む請求人を基幹とする同族グループ法人全体の経理担

当者に対する質問調査を行い、また、再編関係資料の写しを証拠として収集したことは、いずれも、関連会社の法人税の調査として必要な範囲を超えたものとはいうことができない。そうすると、調査の担当職員は、飽くまで関連会社に対する調査を行ったものであって、請求人に対する事前通知を欠いたまま実質的に再調査を開始したとはいえない。

そして、調査において証拠として収集された再編関係資料の写しは、先行調査においては提示されていなかったものであり、免除の目的や額の定め方など、本件免除の額が法人税法第37条に規定する「寄附金の額」に該当するか否かの判断を左右する情報を含むものであった。

そうすると、再調査の担当職員は、先行調査が終了した後に、再編関係資料に基づいて免除の目的や額の定め方などを把握し、それに照らして、請求人に非違があると認めたことになるから、国税通則法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」に該当するといふべきである。

したがって、本件再調査の手続には、平成25年再更正処分の取消事由となる違法があるとは認められない。

*この事案では、②の受取配当に係る所得税額の控除に対する更正処分が、所有期間割合の計算誤りにより一部取り消されています。

IV. おわりに

TAINSで検索していただく際のキーワードは、「調査手続」「再調査手続」です。

国税通則法の改正後のものを検索する場合には、「検索条件の指定」の「日付範囲指定」をご利用ください。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

会計事務所向けシステム MJS!

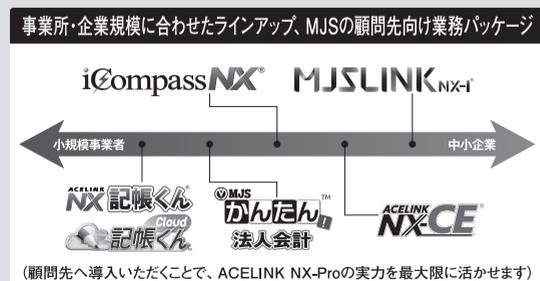
たとえば、**MJS!**
ミロク情報サービス。



MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。



会計事務所向けERPシステム
ACELINK NX-Pro



●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-記帳くん、記帳くんCloud、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。